

1 目的

- (1) 県内小・中・高等学校の児童生徒を対象に、新体力テスト及び身体計測を実施し、児童生徒の発育及び体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、行政上の基礎資料として活用する。
- (2) 各学校が各児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に把握し、体育・健康に関する指導の充実に役立てる。

2 調査対象

県内の公立小・中学校、義務教育学校及び高等学校（全日制・定時制）の全学年全児童生徒を対象として行う。

3 調査内容及び方法

(1) 新体力テスト

スポーツ庁「新体力テスト実施要項」に準じて新体力テストを実施する。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/1408001.htm



(2) 身体計測

身長、体重の2項目について計測を行う。

4 調査実施日及び回答方法等

- (1) 調査実施に関するスケジュールを別紙のとおりとする。
- (2) 実技の実施期間については、5月から7月までとする。また、身体計測を平成31(2019)年度すでに実施した学校においては、その計測値を使用することができる。
- (3) 回答にあたっては、県教育委員会が用意する回答用電子データを扱い、電子メール施行によるものとする。また、各市町教育委員会から各教育事務所、各教育事務所から県教育委員会スポーツ振興課宛ての回答に際しては、集計やデータ編集等を必要としない。(複数のファイルを圧縮して1つのファイルにまとめるなどにより回答する。)
- (4) 回答期限を以下のとおりとする。また、回答先は別途指定するものとする。

ア 各市町立小・中学校、義務教育学校…市町教育委員会宛て 平成31(2019)年7月12日(金)までに回答

イ 各市町教育委員会…教育事務所宛て 平成31(2019)年7月19日(金)までに回答

ウ 各教育事務所…県教育委員会スポーツ振興課宛て 平成31(2019)年7月26日(金)までに回答

エ 県立中学校及び各高等学校…県教育委員会スポーツ振興課宛て 平成31(2019)年7月12日(金)までに回答

5 実施上の注意

- (1) 中・高等学校の「持久走」と「20mシャトルラン」は、どちらか選択であるが、県への提出データは「20mシャトルラン」のみとする。
- (2) 実施にあたっては、スポーツ庁「新体力テスト実施要項」の「IV 実施上の一般的注意」を遵守するとともに、事前の健康管理、指導を十分に行い、身体上の異常が認められる者については実施しないこと。特に、「20mシャトルラン」の実施にあたっては十分に注意すること。
- (3) 身体上の異常等でどうしても実施が不可能な場合を除き、すべての種目を実施しデータを記録すること。なお、実施できなかった種目のデータについては空欄で提出すること。